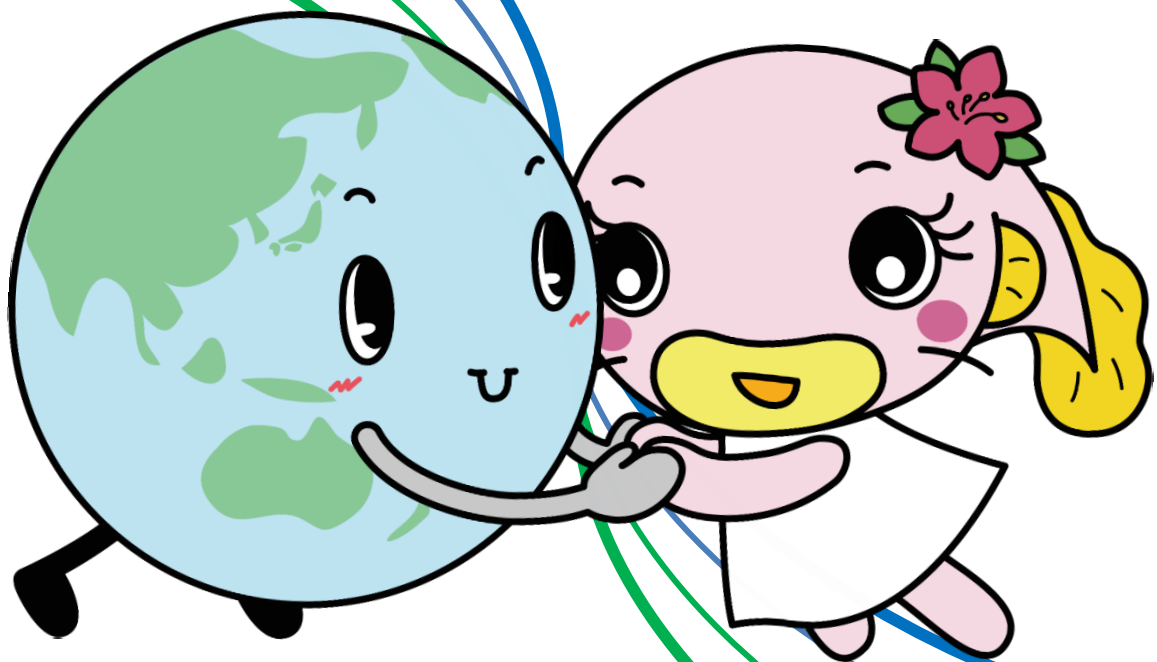


Eco office よしかわ

第5次吉川市環境配慮率先実行計画



令和3年3月

令和4年3月改定

吉川市

目次

第1章 計画策定の背景	・・・ 1
第2章 基本的事項	・・・ 2
1 計画の目的	
2 計画期間	
3 対象の範囲	
4 排出量の算定方法	
第3章 温室効果ガス排出量の削減目標	・・・ 5
1 当計画における目標設定の考え方	
2 全体目標	
第4章 温室効果ガス排出抑制に向けた取り組み	・・・ 10
1 省エネに向けた取り組み	
2 省資源化及び廃棄物の適正排出	
3 グリーン購入の推進	
第5章 計画の進行管理	・・・ 15
1 推進体制	
2 計画の進行管理	
資料	・・・ 18

(年表記について)

本計画は西暦表記とします。

西暦	2001年	2013年	2015年	2020年	2025年	2030年
和暦	平成13年	平成25年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年

第 1 章 計画策定の背景

(1) 地球温暖化について

地球温暖化とは、大気中の温室効果ガスの濃度が高くなることにより、地球表面付近の温度が上昇することです。産業革命以降、化石燃料の大量消費などにより温室効果ガスが大量に排出され、大気中の温室効果ガスの濃度が高まりました。この結果、過剰な温室効果によって地球の平均気温は上昇しており、「氷河の融解による海面の上昇」や「気候変動による生態系や生活環境、農業などへの影響」が指摘されています。これらについては、地球規模の環境問題であることから、国際社会が一体となって早急に取り組んでいく必要があります。

(2) 国際的な動向

地球温暖化に関する国際的な取り組みとしては、平成 27 年にパリで開催された「第 21 回気候変動枠組条約締約国会議 (COP21)」において、すべての国が参加し、かつ、法的拘束力をもつ国際的な枠組みである「パリ協定」が採決されました。

パリ協定では、世界的な平均気温上昇を産業革命前と比較して、 2°C より十分低く保つとともに、 1.5°C に抑えるよう努力することが示され、各国において効果的な取り組みを推進することが求められています。

(3) 日本国内の動き

国では、2021 年 4 月、地球温暖化対策推進本部において 2030 年度の温室効果ガス削減目標を 2013 年度比で 46%減することとし、さらに、50%の高みに向けて挑戦していく旨が公表されました。その後、2021 年 10 月に我が国の地球温暖化対策の総合的な計画である「地球温暖化対策計画」が改定されました。

(4) 吉川市環境配慮率先実行計画について

本市では、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、地球温暖化対策推進法といいます。）に基づき策定が義務付けられている「地方自治体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制のための措置に関する計画」として、「吉川市環境配慮率先実行計画」（以下、計画といいます）を 2001 年に策定し、温室効果ガス排出量の削減に向けて、様々な取り組みを行ってきました。この度、現行の第 4 次計画（2016 年度～2020 年度）の計画期間が満了することから、引き続き、市の事務及び事業に起因する温室効果ガス排出の削減に取り組むため、第 5 次計画を策定するものです。

第2章 計画の基本的事項

1 計画の目的

吉川市環境配慮率先実行計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に規定する「地方公共団体実行計画」として策定するものであり、本市の事務及び事業の実施にあたっては、この計画に基づき、温室効果ガス排出量を削減するための取り組みを実践し、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

【地球温暖化対策推進法（抜粋）】

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

2 計画期間

(1) 計画期間

現行の第4次計画（2016年度～2020年度）の計画期間を5年としており、「国の約束草案」の中間目標が2030年とされていることから、第5次計画についても、引き続き計画期間を5年とします。

【表1】第5次計画の計画期間

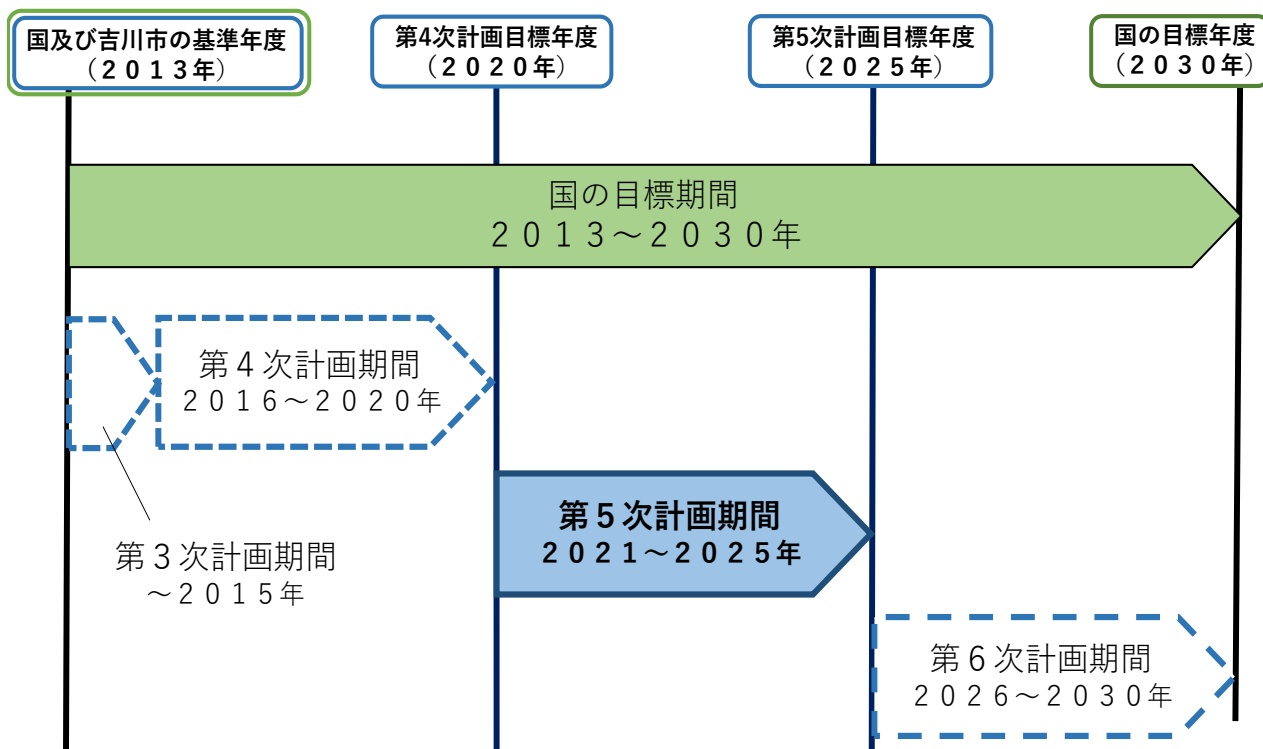
計画名	吉川市環境配慮率先実行計画		国
	第5次計画	第6次計画（予定）	地球温暖化対策計画
計画期間	2021年度～2025年度	2026年度～2030年度	2013年度～2030年度

(2) 目標年度

第5次計画の終期である2025年度を目標年度とします。

(3) 基準年度

目標年度に対する削減率などを示すため、その基準となる年度を「基準年度」として定めます。第5次計画では、国の地球温暖化対策計画に合わせ、2013年度を基準年度とします。



【図1】地球温暖化計画（国）と吉川市環境配慮率先実行計画の計画期間

3 対象の範囲

(1) 対象施設

本計画の対象範囲は、「地方公共団体の全ての事務及び事業」が計画の対象であり、出先機関等を含めた組織、施設及び設備を対象とします。また、水道事業や下水道事業など公営企業のほか、指定管理者制度やPFI方式により運営される施設についても対象に含みます。

(2) 対象とする温室効果ガスの種類

本計画の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条3項に基づくガスのうち、当市の事業では排出がない「パーフルオロカーボン（PFC）」「六ふっ化窒素（SF₆）」は算定対象から除き、次の4種類とします。

対象となる温室効果ガス	活動の区分
二酸化炭素 (CO ₂)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料の使用(ガソリン、灯油、重油、都市ガス等) ・ 他人から供給された電気の使用 ・ 一般廃棄物の焼却 ・ 産業廃棄物の焼却 <p style="text-align: right;">等</p>
メタン (CH ₄) 一酸化二窒素 (N ₂ O)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス機関、ディーゼル機関及びガソリン機関における燃料の使用 ・ 自動車の走行 ・ 家庭用機器における燃料の使用 ・ 一般廃棄物の焼却 ・ 産業廃棄物の焼却 <p style="text-align: right;">等</p>
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車用エアコンディショナーの使用、廃棄 ・ 噴霧器・消火器の使用、廃棄 <p style="text-align: right;">等</p>

【表2】 対象となる温室効果ガスと地球温暖化対策推進法施行令で定められている活動の区分

4 排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の算定にあたっては、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（令和3年3月環境省）」で示された算定方法を用います。排出係数は、地球温暖化対策推進法施行令第4条において、温室効果ガスごとに定められています。

（例）電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定

1年間の電気の使用量（＝活動量）に、電気の単用量（1kWh）の使用に伴って排出される二酸化炭素の量（＝排出係数）を乗じることで算定します。

		活動量		排出係数	
1年間の電気の使用に伴う					電気 1kWh あたりの
二酸化炭素排出量	＝	1年間の電気使用量	×	二酸化炭素排出量	
(kg-CO ₂)		(kWh)		(kg-co ₂ /kWh)	

第3章 温室効果ガス排出量の削減目標

1 当計画における目標設定の考え方

(1) 従来の目標設定の考え方と実績

第1次計画から第4次計画までの目標設定は、策定時の直近年度の排出量を基準として、そこから削減目標（削減率）を設定していました。また、実績評価の際は、計画期間中に施設が増減した場合、「基準年度に当該施設が存在していた」または「存在していなかった」ものとみなして基準年度の排出量を補正して算定し、その比較から削減率を計算する**吉川市独自の方法**を採用していました。この算定方法による実績として、直近年度の令和2年度では基準年度から11.0%削減されたとの結果となっています。

(単位：t-CO₂)

年度	温室効果ガス排出量		削減率 (%)
	基準年度 (2014年度)	実績値	
2016年度	5,013	4,964	1.0
2017年度	5,605	5,275	5.9
2018年度	5,346	5,169	9.5
2019年度	5,552	4,697	15.4
2020年度	5,614	4,999	11.0

【表3】 第4次計画期間中の目標と実績

※各年度の排出量は当該年度の排出係数による。

(2) 第5次計画の目標設定の考え方

一方、第4次計画期間中には、国では地球温暖化対策計画が策定されたことを受け、環境省は「地方公共団体行動計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）及び（算定手法編）」（以下、マニュアルといいます）を作成し、その基本的な考え方や手順が示されました。

第5次計画では、国が示したマニュアルを参考に目標設定や温室効果ガスの排出量を把握することとします。

(3) 従来の算定方法との変更点

これまでの市の独自の算定方法と国のマニュアルによる算定方法との違いは、下記のとおりです。

- ① 公共施設の新設や廃止を補正要因としない。
- ② 自団体の人口増減が全国のそれと相違するときには、合理的な理由として、目標水準の補正を行う。

①について、マニュアルによれば、地球温暖化対策計画の業務その他の部門の目標は、一定の業務床面積の増大を前提として考慮して設定されており、新たな公共施設の整備による業務床面積の増大は、同計画で期待されている水準（2013年度比▲46%）の算定で既に見込まれています。

また、②について、事務事業の必要量はだまかに人口で変化することから、自団体の将来的な人口増減の傾向が全国の傾向と相違する場合には、基準年度に対する目標年度の人口増減率の全国の見通しと自団体の見通しの比率により、目標水準を補正する考え方が示されています。

そこで、第5次計画では、温室効果ガス排出量の目標設定と実績評価において、公共施設の新設・廃止による補正は行わず、人口減少にある国の傾向と比べて人口増加となっている当市では、それを補正要因として目標設定を行うこととします。

(4) 人口による目標水準補正の考え方

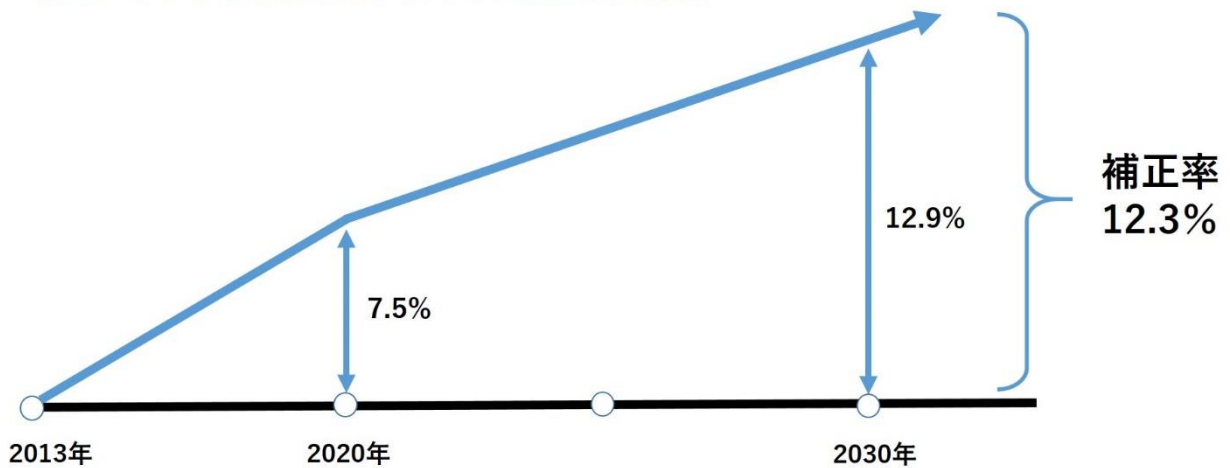
本市の将来人口推計と日本の将来推計人口及び地球温暖化計画の基準年度（2013年度）からの増減率は次のとおりです。これらの増減率を踏まえ、**目標水準に12.3%の補正**を行うものとしします。

年度	吉川市		全国（※）	
	人口(人)	増減率(%)	人口(千人)	増減率(%)
2013	68,174	—	127,414	—
2020	73,271	7.5	126,227	▲0.9
2030	76,535	12.3	119,125	▲6.5

【表4】 将来推計人口と2013年度からの増減率

※ 「日本の将来推計人口(平成29年計) 国立社会保障・人口問題研究所より」

【吉川市将来推計人口(増加傾向)】



【図2】補正率算定のイメージ

2 第5次計画における目標

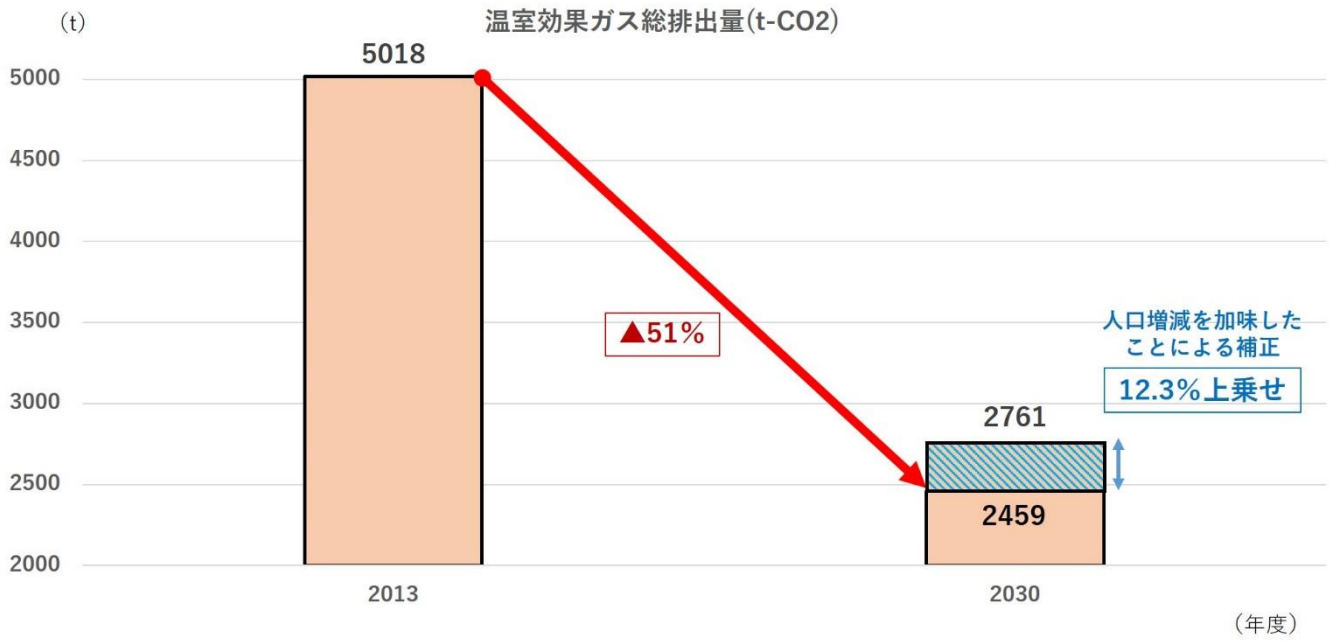
国の地球温暖化対策計画では、温室効果ガス削減目標として「2030年度において、2013年度比46%減の水準とする」とされています。本市における2013年度の温室効果ガス総排出量は5,018(t-CO₂)となっており、この実績に国の削減率を乗じると、2030年度の目標となる温室効果ガス総排出量は2,459(t-CO₂)となります。

しかし、前述したように、本市の将来的な人口増減の傾向が全国の傾向と相違するため、(4)で算出した「補正率」を用いて、2030年度の目標水準を下記のとおり補正します。

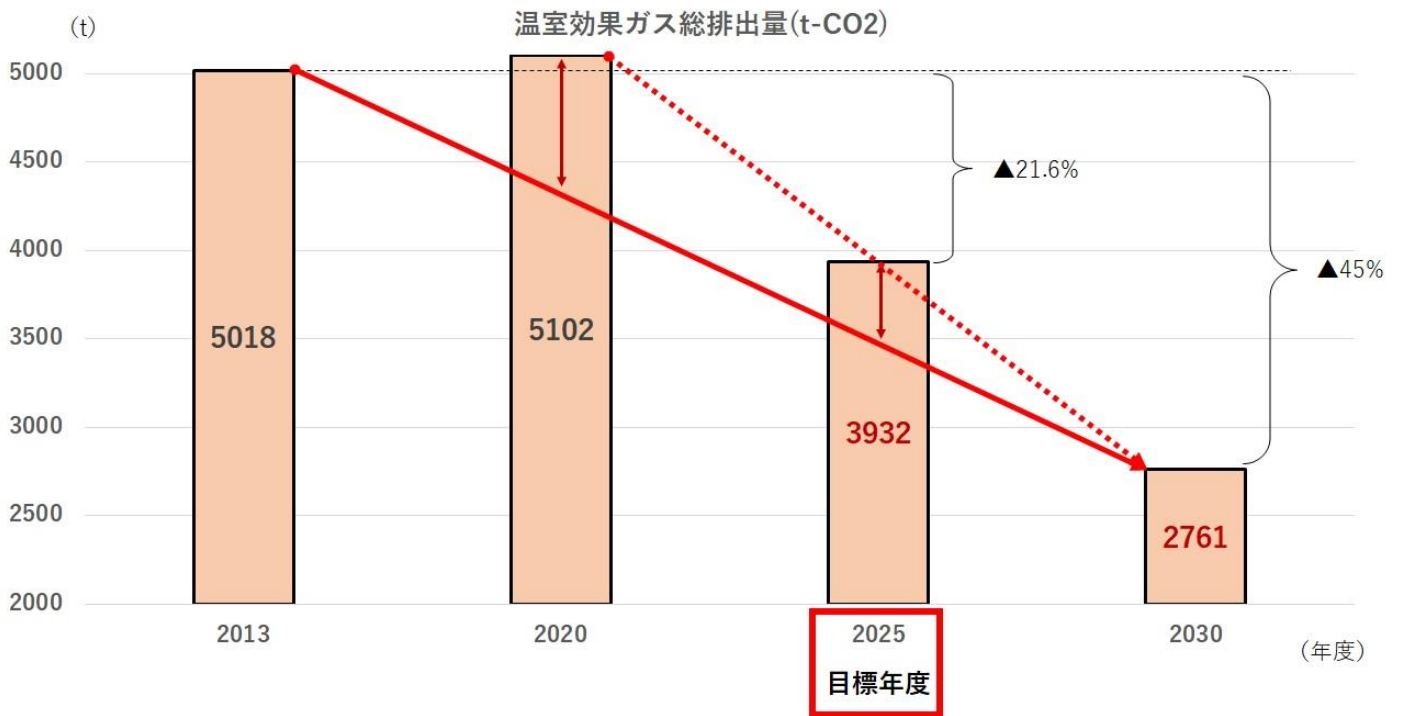
(「【図4】2030年度の目標水準の考え方」を参照)

温室効果ガス総排出量 (2013年度)		国の削減率		補正率		温室効果ガス総排出量 (2030年度)
5,018(t-CO ₂)	×	(1-0.51)	×	112.3%	=	2,761(t-CO ₂)

このように2030年度の目標水準を2,761(t-CO₂)としたうえで、これを達成するための中間目標として、**第5次計画の目標水準を3,932(t-CO₂)**とします。(「【図5】2025年度の目標水準」を参照)



【図3】2030年度の目標水準の考え方



【図4】2025年度の目標水準



【図5】温室効果ガス排出量と人口

(注) 温室効果ガス総排出量の実績は、国のマニュアルに基づき算定しているため、吉川市独自の算定方法により算定した5ページの実績と異なります。

第4章 温室効果ガス排出削減に向けた取り組み

1 創エネルギー・再生可能エネルギーの活用

取り組み項目	具体的な取り組み	内容
エネルギーの地産地消	公共施設での自家発電の取り組み	公共施設の特性に応じ、太陽光発電設備の設置を推進する。
再生可能エネルギーの活用	再生可能エネルギー由来の電力調達	環境負荷の低減と経済性の両立を前提に、再生可能エネルギー電力の調達を推進する。

2 省エネルギーに向けた取り組み

「電気」「ガス」などエネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出を抑制するため、職員は引き続き省エネルギー行動に努めます。また、公共施設の大規模改修などに合わせ、施設の省エネルギー化に取り組みます。

取り組み項目	具体的な取り組み	内容
電気使用量の抑制	省エネ設備の導入	公共施設の新築や増改築、大規模改修等に合わせ、省エネ対応設備の導入を図る。
		公共施設で照明機器の交換時は、LED照明灯などの高効率照明の導入を図る。
	空調の効率的な使用	冷暖房の使用開始時期を適切に管理し無駄な使用を避けるよう努める。 ブラインド等を有効に利用して冷暖房の効果を高める。 クールビズやウォームビズといった時期に合わせた節電対策を講じる。

	消灯等の徹底	昼休み及び残業時には、照明を支障のない範囲で間引き・消灯を徹底する。 離席時や長時間使用しない際にパソコン等を省エネモード又は電源を切るよう努める。
	その他の取組み	エレベーターの利用を控え、階段を利用する。
燃料使用量の抑制	次世代自動車の導入	公用車を更新・新規購入する場合は、次世代自動車を含め環境負荷の低い自動車への転換を図る。
	移動手段の選択	市内の近距離の移動は自転車の積極的な活用を図り、出張時には公共交通機関を利用するよう努める。
	エコドライブの実施	環境省の定める「エコドライブ10のすすめ」に基づき、日常的にエコドライブを実施する。

参考 エコドライブ10のすすめ (エコドライブ普及連絡会)

- 1 ふんわりアクセル「e スタート」
緩やかに発進する。(5秒で時速20km程度が目安)
- 2 車間距離にゆとりをもって、加速・原則の少ない運転
交通状況に応じて速度変化の少ない運転を心がける。
- 3 減速時は早めにアクセルを話そう
減速する際には、早めにアクセルから足を離し、エンジンプレーキも活用する。
- 4 エアコンの使用は適切に
気候や車内の状況に応じて温度や風量の調整を行う。
- 5 ムダなアイドリングはやめよう
待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐停車の際にはアイドリングをやめる。
- 6 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう

渋滞・交通規制などの道路交通情報や、地図・カーナビなどを活用して、行き先やルートを確認してから出発する。

7 タイヤの空気圧から始める点検・整備

タイヤの空気圧を適正値に保ち、定期的な点検及び整備を行う。

8 不要な荷物はおろそう

運ぶ必要のない荷物は車からおろし、燃費の向上につなげる。

9 走行の妨げとなる駐車はやめよう

交通の妨げになる場所での駐車を避け、他の車の燃費の悪化を防ぐ。

10 自分の燃費を把握しよう

車に装備されている燃費計・エコドライブナビゲーション・インターネットでの燃費管理などのエコドライブ支援機能を使用する。

3 省資源化及び廃棄物の適正排出

職員は、職場の状況に応じ、「省資源化」や「廃棄物の適正排出」を目的とした行動に取り組めます。その際は、施設の利用者に不要な負担を強いることのないよう、柔軟な対応を行うこととします。

取り組み項目	具体的な取り組み	内容
省資源化・廃棄物の適正排出	用紙の適切な利用	必要最小限の印刷を心掛け、両面コピーを徹底する。
		不要な片面プリント用紙を個人情報流出の流出に注意したうえで裏面利用するように努める。
		会議資料は簡素化を図り、枚数を削減するよう努める。
	水道使用量の削減	日常的な節水を心掛ける。
		施設の新設や改修時に蛇口を節水型に変更する。
		施設利用者に節水を促す。

	廃棄物の適切な排出と 排出抑制	マイボトル、マイカップ、マイバ ッグの利用を心掛ける。
		繰り返し使用可能なものは再利用 し、消耗品の購入を極力控える。
		不用品を処分する際には、グルー プウェアにて再利用する部署があ るか確認する。
		雑がみ、ペットボトル等の資源ご みの分別を徹底する。
		ごみの排出にあたっては、不燃物 や異物が混入しないように分別排 出する。

4 グリーン購入の推進

(1) グリーン購入について

グリーン購入とは、下記3項目を適切に実施する活動を指します。

- 製品やサービスを購入する前に、まずその必要性を十分に考えること
- 購入する場合には、価格・機能・デザインなどを判断要素に、環境という視点を加えて、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努めている事業者から購入すること
- 購入した製品やサービスが不要となった場合には適切に廃棄すること

現在、グリーン購入法で定める特定調達品目は、令和4年度には22分野285品目となっており（令和4年2月閣議決定）、物品等の範囲も多様化しています。グリーン購入を行う調達者がその判断基準を理解し、物品等を購入することが求められていますが、本市では環境省の「グリーン購入調達者の手引き」及び「グリーン購入ガイドライン」に基づき取り組みを推進します。

【参考】グリーン購入ガイドライン

製品を購入する際はこのガイドラインの「判断の基準」に従い、グリーン購入法に適合した製品を購入することを原則とする。

なお、このガイドラインに定めのない品目についても、環境ラベルのついた製品など、できる限り環境への負荷が少ない製品の購入に努めること。

また、全ての品目について環境省「グリーン購入の調達者の手引き」における配慮事項に沿った製品の購入に努めること。

(1) 購入前

- 1 現在使用しているものの修理が可能か検討する。
- 2 常時使用しないものは、他部署からの借用を検討する。
- 3 購入ではなくレンタルやリースが可能か検討する。

(2) 購入時

- 1 部品交換や修理が容易なものなど、長期間使用可能なものを選ぶ。
- 2 詰め替えや補充交換できるものを選ぶ。
- 3 省資源、省エネルギー、また、再生材が多く使用されているものを選ぶ。
- 4 使用后、リサイクルが可能なものを選ぶ。
- 5 過剰包装していないものを選ぶ。
- 6 製品が作られてから廃棄されるまでの過程で、環境への負荷が少ないものを選ぶ。
- 7 製品、サービスや事業者に関する環境情報を積極的に入手、活用して購入する。
- 8 環境負荷の低減に努めている事業者から製品やサービスを優先して購入するよう配慮する。
- 9 必要なものを最小限購入するようにする。

(3) 使用時

- 1 環境に負荷をかけないよう適正に使用する。
- 2 常時使用しないものは、他部署との共同利用を心がける。

(4) 廃棄時

- 1 廃棄前にほかの活用方法を検討する。
- 2 処分するとき、リサイクル可能な部分については正しく分別する。
- 3 再利用が可能なものは、使用する部署がないかグループウェアに掲出する。

第5章 計画の推進管理

第5次計画に基づき、温室効果ガス削減の取り組みを形骸化させることなく、効果的に推進していくためには状況に応じた継続的な改善を図り、職員への意識啓発や情報提供を行っていく必要があります。

また、エコオフィス推進事務局が中心となり、各課や公共施設等でのエネルギー使用量の結果等を取りまとめ、状況を把握したうえで更なる取り組みを推進します。

1 推進体制

第5次計画の推進にあたり、環境保全推進会議を設置することで計画の進捗状況及び評価等を行い、進行管理を行います。また、下記の組織体制に基づき、計画の推進を図ります。

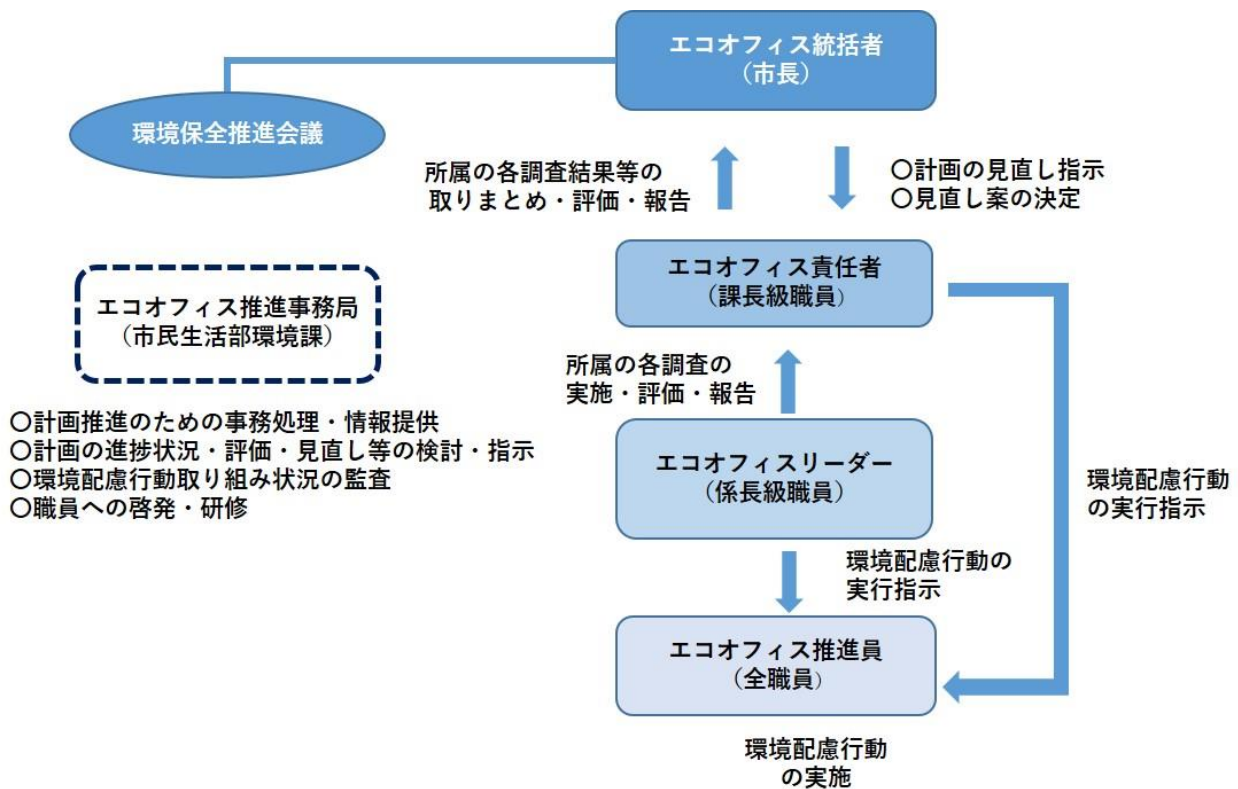
(1) 環境保全推進会議の構成

市長、副市長、教育長、政策室長、総務部長、こども福祉部長、健康長寿部長、市民生活部長、産業振興部長、都市整備部長、教育部長

(2) 組織体制

エコオフィス統括者（市長）	・ 計画の見直し指示 ・ 計画の見直し案の決定
環境保全推進会議	・ 計画の進捗状況・評価・見直し等の検討・指示 ・ その他必要な事項の検討・指示
エコオフィス責任者 （課長級職員）	・ 所属の各調査結果等の取りまとめ・評価・報告 ・ エコオフィス推進員への環境配慮行動の実行指示
エコオフィ斯拉ダー （係長級職員）	・ 所属の各調査の実施・評価・報告 ・ エコオフィス推進員への環境配慮行動の実行指示
エコオフィス推進員（全職員）	・ 環境配慮行動の実施
エコオフィス推進事務局 （市民生活部環境課）	・ 計画推進のために必要な事務処理・情報提供 ・ 環境配慮行動の取り組み状況の監査 ・ 職員への啓発

管理体制図



2 計画の進行管理

(1) 取り組みの報告

- ① エコオフィ斯拉ーダーは、毎月「エコオフィス入力シート」に実績を入力します。
- ② エコオフィス責任者は、上半期（10月）、下半期（4月）に「エコオフィス入力シート」をエコオフィス事務局に報告します。
- ③ エコオフィス事務局は、環境保全推進会議に毎年度1回、エコオフィスの取り組み結果及び進捗を報告します。

(2) 取り組みの点検・評価

- ① エコオフィスの取り組み状況は、毎年度1回、環境保全推進会議において点検・評価します。エコオフィス統括者は、環境保全推進会議の点検・評価の結果を踏まえ、必要な指示を行います。
- ② エコオフィス事務局は、対象部署を抽出し、エコオフィス監査を行い、監査終了後、グループウェア掲示板で監査結果を公表します。
- ③ エコオフィス事務局が取りまとめた各部署の取組状況について環境保全推進会議にて評価します。エコオフィス統括者は、点検と評価の状況に応じて必要な指示を行います。

(3) 取り組み状況等の公表

計画の進捗状況については、毎年度、ホームページ等により公表します。

(4) 計画の見直し

エコオフィス統括者は環境保全推進会議において、エコオフィス責任者から報告された計画の進捗状況及び評価について検討し、必要に応じて数値目標、取組方法、取組内容等を見直します。

(5) 進行管理

本計画の進行については、PDCA サイクルに基づき、着実に計画の進行状況を管理し継続的かつ効率的な推進を図ります。

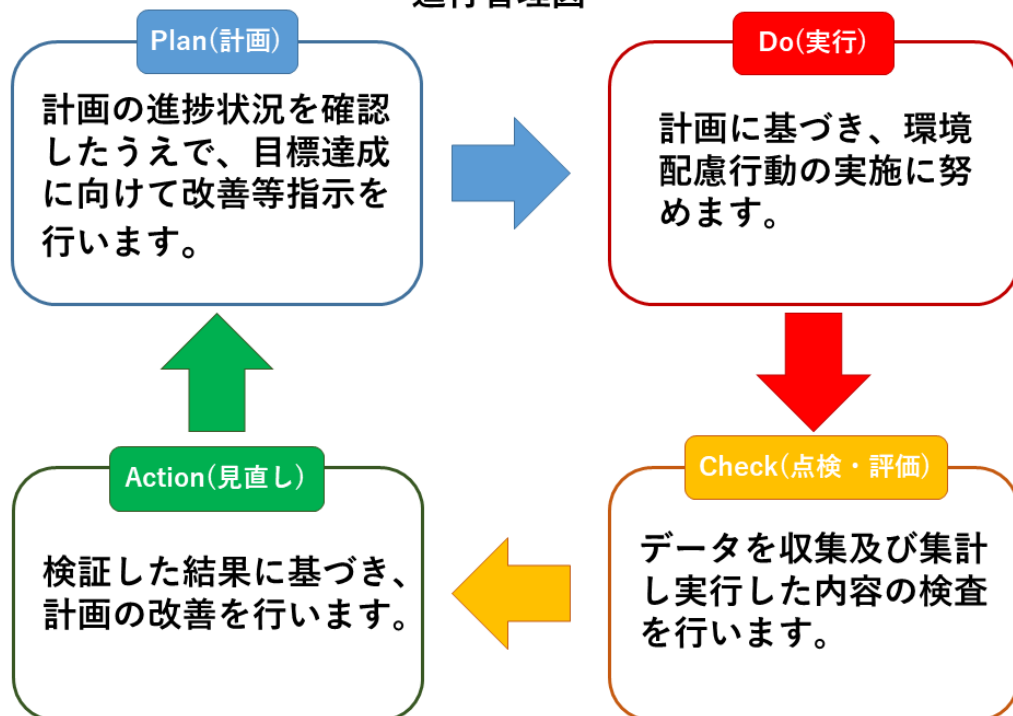
Plan : エコオフィス統括者

Do : 全職員

Check : 環境保全推進会議、エコオフィス責任者、エコオフィ斯拉ーダー

Action : 環境保全推進会議

進行管理図



資料

世界の動向	我が国の動き	吉川市の取り組み
<p>◆地球サミット (1992.6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動枠組条約採択 ・ アジェンダ21採択 <p>◆ 温暖化防止京都会議 (C O 3)(1997.12)</p> <p>京都議定書採択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 先進国を対象とし、温室効果ガス排出削減目を設定 ・ 日本は 2008 年から 2012 年までの間に 1990 年比で 6%の削減を設定 <p>◆ 京都議定書発効(2005.2)</p> <p>◆ C O P 1 6 (2010.12)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カンクン合意 <p>◆ C O P 1 7 (2011.12)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ダーバン合意 <p>◆ C O P 2 1 (2015.11)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パリ協定採択 <p>(全ての国を対象とし、温室効果ガスの削減目標を設定)</p>	<p>◆ 地球温暖化防止行動計画策定 (1990. 10)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本初の取り組み <p>◆ 地球温暖化対策推進法(1999.4)</p> <p>地方公共団体に温暖化対策実行計画の策定を義務付ける</p> <p>◆ グリーン購入法制定 (2000.5)</p> <p>◆ 京都議定書目標達成計画(2005.4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都議定書を達成するための分野別目標と対応策を設定 <p>◆ 第 4 次エネルギー基本計画閣議決定(2014.4)</p> <p>◆ 日本の約束草案決定(2015.7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2030 年度の削減目標を 2013 年度比 26.0%減とすることを条約事務局に提出 	<p>◆ 第 1 次吉川市環境配慮率先実行計画策定 (2001.4)</p>  <p>◆ 第 2 次吉川市環境配慮率先実行計画策定 (2006.4)</p>  <p>◆ 第 3 次吉川市環境配慮率先実行計画策定 (2011.4)</p> 

<p>◆パリ協定発効 (2016.11)</p>	<p>◆地球温暖化対策計画閣議決定 (2016.5)</p> <p>◆第5次環境基本計画閣議決定 (2018.4)</p> <p>・地球温暖化対策計画に定める中期(2030年)、長期的(2050年)目標の達成</p>	<p>◆第4次吉川市環境配慮率先実行計画策定 (2016.3)</p>  <p>◆第5次吉川市環境配慮率先実行計画策定 (2021.3)</p>
--------------------------	--	---

第5次吉川市環境配慮率先実行計画

発行月 令和3年3月（令和4年3月改定）

発行 吉川市 市民生活部 環境課

〒342-8501

吉川市きよみ野一丁目1番地

048-982-9698（直通）

kankyou2@city.yoshikawa.saitama.jp
